シフト管理で悩んでいませんか?



勤務シフト計画、人員配置最適化、訪問ルート最適化など、「割り当てを決める」「順番を決める」といった最適化問題を、AIで解決します。

有給を

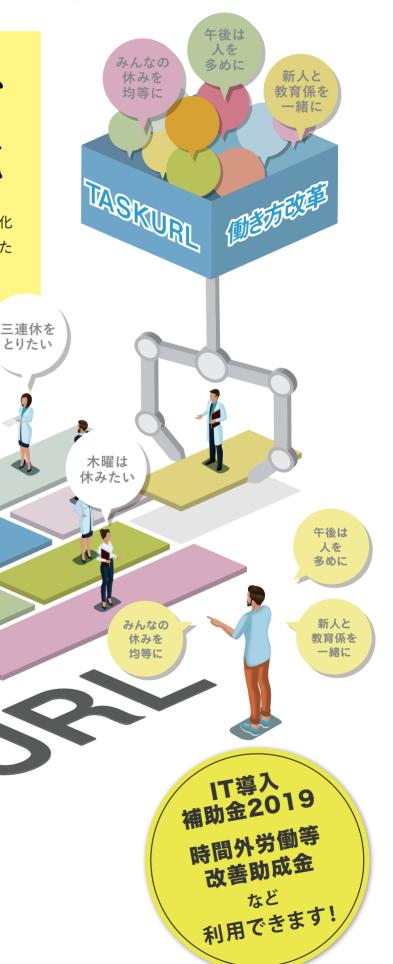
使いたい

日がある

子供が 小さいので 残業 できない

深夜は

働けない





働き方改革(大企業は2019年4月1日施行)の残業時間制限が、いよいよ来年4月から導入されます。今までとは変わり、来月のシフトを組むだけではなく来月のコンプライアンスも考えなければなりません。スケジュールを組むのは本当に大変ですね。

でも大丈夫。TASKURLがあれば、法律を守って安心できるシフトができます。

※コンプライアンスの確保のため、TASKURLのご利用には 社労士のアドバイスが必要になります。

時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできません。 (月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、

- ·年720時間以内
- ・複数月平均80時間以内 (休日労働を含む。月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します)
- ・月100時間未満(休日労働を含む)を超えることはできません。
- ・原則である月45時間を超えることができるのは、年6ヶ月までです。

厚生労働省発行の「働き方改革関連法に関するハンドブック」より引用

補助金または各種助成金が利用できます。

IT導入補助金2019

時間外労働等改善助成金

時間外労働上限設定コース

勤務間インターバル導入コース

職場意識改善コース

<u>人材確保等支援</u>助成金

働き方改革支援コース

お問い合わせ先